

申立書に添付する証明書類について

1. 「就労」の証明に使用できる書類

(1) 社員証 (※両面コピーをしてください。)

- ① 申立者本人の氏名等が社員証に記載されていること。
- ② 社員証に有効期限の記載がある場合、申立日が有効期限内であること。

(2) 健康保険資格確認書(被保険者証) (※表面をコピーをしてください。)

○ 「就労」の証明に使用できる健康保険資格確認書(被保険者)

「国民健康保険」でないこと

「本人」の記載があること

健康保険被保険者証

本人(被保険者) 平成〇〇年〇〇月〇〇日交付

記号 〇〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 中央 花子

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

資格取得年月日 平成25年 4月 1日

事業所名称 〇〇〇〇 株式会社

保険者所在地 東京都中央区〇〇 ×-×-×

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 03-0000-0000

保険者名称 〇〇〇〇健康保険組合

印

「任意継続」「任継」などの記載がないこと

申立者本人の氏名等が記載されていること

× 「就労」の証明に使用できない健康保険資格確認書(被保険者)

「家族」「被扶養者」などの記載があるもの

健康保険被保険者証

家族(被扶養者) 平成〇〇年〇〇月〇〇日交付

記号 〇〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 中央 花子

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

認定年月日 平成25年 4月 1日

被保険者氏名 中央 一郎

事業所名称 〇〇〇〇 株式会社

保険者所在地 東京都中央区〇〇 ×-×-×

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 03-0000-0000

保険者名称 〇〇〇〇健康保険組合

印

被保険者として、申立者本人以外の氏名が記載されているもの

「国民健康保険」と記載があるもの

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成××年××月××日

交付年月日 平成〇〇年〇〇月△△日

資格取得日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

記号 〇〇〇〇〇〇〇〇

番号 〇〇〇〇

氏名 中央 花子

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

世帯主氏名 中央 一郎

住所 中央区〇〇 ×-×-×

保険者番号 [] [] [] [] [] [] 保険者名 中央区

印

健康保険被保険者証

本人(被保険者)

記号 〇〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 中央 花子

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資格取得年月日 平成25年 4月 1日

任意継続被保険者

資格喪失予定年月日 平成××年××月××日

事業所名称 〇〇〇〇 株式会社

保険者所在地 東京都中央区〇〇 ×-×-×

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 03-0000-0000

保険者名称 〇〇〇〇健康保険組合

印

「任意継続」の記載があるもの
※被保険者証によっては、記載箇所が異なります。

これらの健康保険資格確認書(被保険者証)は、就労していない場合であっても所持できるため、「就労」の証明には使用で

(3) 就労証明欄 (※勤務先で、申立書に直接記入してもらってください。)

上記(1)、(2)に該当する書類がない場合は、申立書下部に就労証明欄がありますので、勤務先の責任者等の方に、当欄の記入・押印等をお願いしてください。

この証明欄で「就労」の証明をする場合は、申立書以外に証明書類の添付は不要です。

2. 「就学」の証明に使用できる書類

- (1) 学生証 (※両面コピーをしてください。)
- ① 申立者本人の氏名等が学生証に記載されていること。
 - ② 学生証に有効期限の記載がある場合、申立日が有効期限内であること。
- (2) 在学証明書 (※記載がある面を全てコピーしてください。)
- ① 申立者本人の氏名等が在学証明書に記載されていること。
 - ② 証明日から3月以内のものを提出してください。

3. 「障害」の証明に使用できる書類

- ・お持ちの手帳 (※証明印がある面をコピーしてください。)
(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれでも使用できます。)
- ① 申立者本人の氏名等が手帳に記載されていること。
 - ② 申立日が有効期限内であること。

4. 「難病等」の証明に使用できる書類

- (1) 特定医療費(指定難病)医療受給者証 (※証明印がある面をコピーしてください。)
- ① 申立者本人の氏名等が受給者証に記載されていること。
 - ② 申立日が有効期限内であること。
- (2) 診断書または証明書 (※記載がある面を全てコピーしてください。)
- ① 申立者本人の氏名等が診断書等に記載されていること。
 - ② 書類の交付日から3月以内のものを提出してください。